

「京都スマートシティエキスポ 2026」開催業務企画募集要項

1 募集する業務の概要

- (1) 業務の名称
「京都スマートシティエキスポ 2026」開催業務
- (2) 業務の内容
開催予定日：2026年10月8日（木）・9日（金）
その他詳細は別添仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 委託業務期間
契約締結日から2026年12月25日（金）まで
- (4) 見積限度額（消費税を含む）
42,000,000円

本事業は「京都スマートシティエキスポ 2026」に係る京都府の予算等の成立が前提であり、内容が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

2 個人情報の取扱い

受託者は、本業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うこと。

3 応募する者の資格要件

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 京都府から指名保留措置又は指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 過去に国又は地方公共団体から今回と同種の業務を行った実績を有すること。
- (5) 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 応募書類（別紙2参照）

(1) 企画提案書

企画提案書に記載する項目は次の①～⑧とし、番号及び項目名を漏れなく記載してください。用紙の大きさはA4版、様式は任意とします。企画立案の根拠、実現可能性等を具体的に記載してください。なお、予算内で実現可能な提案に限ることとし、「別途料金」「オプション」等と記載しての提案はしないでください。

また、表紙を付けることとし、表題は、「京都スマートシティエキスポ 2026」開催業務企画提案書として、会社（団体）名、連絡先（担当者名、所属、電話番号及びEメールアドレス）を記載してください。

①本業務に対する提案者の認識

過去の本イベントの開催内容等を踏まえ、本業務に対する基本的な考え方（趣旨を理解した上で、どのようなイベントにしたいか等）を記載してください。【配点10/100】

②参加者の募集について

提案者のネットワークやノウハウ、インターネット、SNS等を活かして、国内外のスマ

ートシティ関係者（企業、研究機関、自治体等）に、「京都スマートシティエキスポ 2026」の魅力を PR し、想定参加者数（2 日間のべ 10,000 人）を達成する方策について記載してください。（※新聞や web 等への単なる広告掲載提案は不可。）【配点 10/100】

③出展者への周知について

提案者のネットワークやノウハウ、インターネット、SNS 等を活かして、国内外のスマートシティ関係者に、「京都スマートシティエキスポ 2026」の魅力を PR し、想定出展者数（100 社）を達成する方策について記載してください。（※新聞や web 等への単なる広告掲載提案は不可。）【配点 10/100】

④特別企画について

スマートシティをテーマとした本イベントの目玉となる特別企画をご提案ください。
【配点 20/100】

⑤本業務の実施方策

過去の本イベントの開催内容等を踏まえ、本業務の円滑かつ効率的な運営・管理について、次の業務ごとに、具体的に記載してください。

[1] 参加者申込受付及び当日来場者受付【配点 4/100】

[2] 企業・団体展示（スマートシティに関連する企業・研究機関等による展示ブースを設置し、協賛者等によるビジネスセミナーや、出展者及び来場者等によるビジネスマッチング及びブースツアーを開催）、参加者誘導等に係る会場設営【配点 4/100】

[3] オープニングセレモニー、講演・セミナー・シンポジウム【配点 4/100】

[4] レセプション・出展者交流会（主催者、協賛者、出展者、講演者、地元立地機関、行政関係者等の交流を図ることを目的として、1 日目の夜に 200 名程度の立食形式で実施）【配点 8/100】

⑥業務遂行体制・バックアップ体制

業務遂行に当たっての体制及び業務遂行を支えるバックアップ体制について、記載してください。【配点 5/100】

⑦その他提案

本業務に関連して、魅力ある京都スマートシティエキスポ 2026 の開催のための新たな提案（企画に限らず、AI や DX 等による運営・管理方法の提案でも可）があれば記載してください。なお、予算内で実現可能な提案に限ります。【配点 10/100】

⑧過去の類似事業の受託実績

過去（概ね 5 年以内）に、今回と同種の国際的な会議及び展示会等の業務又はこれと同等の業務を行った実績について、記載してください。【配点 5/100】

(2) 見積書

仕様書（別紙 1）の内容及び（1）の企画提案を実施するに当たり、見積の基礎となる内容及び数量等の積算内訳を記載してください。なお、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を見積書に記載（税込額で見積）し、課税事業者において見積額に複数の消費税及び地方消費税の税率が適用される場合は、適用される税率毎の契約希望金額の内訳を見積書の金額欄以外に適宜記入してください。様式は任意とします。

(3) 応募者の資格を証明する書類等 (※証明書は発行日から3箇月以内のもの)

①法人等であることが確認できる次の書類のいずれか

[1] 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

[2] 定款又は寄付行為、規約その他これらに類するもの

[3] 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し

②団体概要書(様式1)

③営業経歴書(様式2)

④応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書(様式3)

⑤京都府税の滞納がないことの証明書

⑥法人等(バックアップ体制を支える法人等を含む)の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

5 応募書類の提出部数

10部(正本1部、副本9部)(※「応募者の資格を証明する書類等」は副本不要。)

6 応募書類の提出に当たっての留意事項

(1) 企画提案書等の作成等に関して必要となる一切の費用は提案者の負担とします。

(2) 次に該当する企画提案は無効とします。

①3に掲げる資格のない者が企画提案書を提出した場合

②企画提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

③企画募集要項及び仕様書に示した要件に適合しない場合

④見積限度額を超えた金額を提示した場合

⑤審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 7(1)の事務局から指示のあった場合を除き、提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出を認めません。

(4) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式4)を提出してください。

(5) 企画提案書は提案者に無断で使用することはありません。ただし、提案のあった内容については今後の企画の参考にすることがあります。

(6) 提出された企画提案書は返却しません。

(7) 提出手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。

7 応募手続及び選定方法等

(1) 応募書類の提出

①提出先

京都スマートシティエクスポ運営協議会事務局

(京都府商工労働観光部文化学術研究都市推進課内)

〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-5195 / FAX：075-414-4842

Eメールアドレス：bunkaga@pref.kyoto.lg.jp

②提出期限

2026年5月20日(水)午後5時 <受付時間：平日午前9時から午後5時まで>

③提出方法

持参又は郵送等により提出。郵送等の場合には期限までに必着するように十分配慮し、送付した旨をメール等で連絡してください。

④提案内容の意見聴取会議

応募書類の受付後、提案内容についての意見聴取会議(プレゼンテーション)を実施(2026年5月21日(木)以降を予定。詳細は別途連絡)

(2) 質疑・応答

①質問期限

2026年4月24日（金）午後5時まで

②質問方法

Eメールを(1)のメールアドレスに送信

- ・件名は、『「京都スマートシティエキスポ 2026」開催業務に関する質問』としてください。ただし、選定方法に関する質問は受け付けません。
- ・会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及びメールアドレスを記載してください。

③回答方法

質問者に対し Eメールにより随時回答するとともに、質問及び回答を京都府ホームページ上に公開

(3) 受託事業者の選定

①選定方法

受託事業者の選定に当たっては、企画提案書の内容について、京都スマートシティエキスポ運営協議会が招集する意見聴取会議において採点及び意見の聴取を行い、それらを参考に、京都スマートシティエキスポ運営協議会が受託事業者を選定します。

②選定結果の連絡

企画提案書提出者全員に、結果を通知します。また、受託事業者には随意契約に向けた交渉を進める旨を通知します。なお、選定されなかった者は通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を含みません）に(1)の事務局に対して選定されなかった理由について説明を求めることができ、(1)の事務局は説明を求められた日の翌日から起算して3日以内（休日を含みません）に説明するものとします。

③決定の取消し

次のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがあります。

- [1] 受託事業者に決定した者が、3の応募資格を有すると偽っていたことが判明した場合又は応募資格を失った場合
- [2] 企画提案書に虚偽の内容が記載されていたことが判明した場合

8 受託事業者選定後の手続

(1) 委託契約締結予定日

2026年5月下旬を予定

(2) 契約保証金

本業務の契約に際しては、契約者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、京都府会計規則第159条第2項を準用し、同項各号に該当する場合は契約保証金を免除します。

9 けいはんなプラザの現地見学

本業務の実施に係る提案のため、けいはんなプラザの現地見学をすることも可能です。4月20日（月）までに7(1)の事務局にお問い合わせください。

10 その他留意事項

- (1) 本事業は京都スマートシティエキスポ運営協議会の委託事業であり、事業の成果については京都スマートシティエキスポ運営協議会に帰属します。
- (2) 当日は他の団体の主催による展示会等との併催となる可能性があります。